

専用水道廃止報告 審査基準

水道法施行細則

(専用水道廃止報告書)

第二十二條 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止報告書(別記第三十号様式)により知事に報告するものとする。